附則第二十一条の二の見出し及び同条第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同項第一号中「平成三十年度　次に」を「令和三年度　次に」に改め、同号イ中「平成三十一年改正前の地方税法」を削り、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号ロ中「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に、「平成二十九年改正前の地方税法」を「令和三年改正前の地方税法」に、「負担上限割合」を「百分の百以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、「平成三十一年改正前の地方税法」を削り、同項第二号中「令和元年度　次に」を「令和四年度　次に」に改め、同号イ中「令和二年改正前の地方税法」を削り、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同号ロ中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、「平成三十一年改正前の地方税法」を削り、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、同項第三号中「令和二年度　次に」を「令和五年度　次に」に改め、同号イ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同号ロ中「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を「令和三年改正前の地方税法」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第三号イの項中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、「平成三十一年改正前の地方税法」を削り、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「令和元年度分」を「令和五年度分」に改め、同表附則第十八条第六項第二号イの項中「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十年改正前の地方税法」を「令和三年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条の三第二項第一号ロの項中「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十年改正前の地方税法」を「令和三年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条の三第二項第二号ロの項中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表附則第十八条の三第二項第三号ロの項中「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表附則第十八条の三第四項第一号ロの項中「平成二十九年度類似特定用途宅地等が平成二十九年度分」を「令和二年度類似特定用途宅地等が令和二年度分」に、「平成三十年改正前の地方税法」を「令和三年改正前の地方税法」に改め、同表附則第十八条の三第四項第二号ロの項中「平成三十年度類似特定用途宅地等が平成三十年度分」を「令和三年度類似特定用途宅地等が令和三年度分」に改め、同表附則第十八条の三第四項第三号ロの項中「令和元年度類似特定用途宅地等が令和元年度分」を「令和四年度類似特定用途宅地等が令和四年度分」に改める。

附則第二十二条第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第三項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第三号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第四号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第五号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第四項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項の表の第一号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項の表の第二号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第三号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第四号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第五号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第五項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項の表の第一号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項の表の第二号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第三号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第四号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第五号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第九項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、「附則第十九条の二の二第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表の第一号中「附則第十九条の二の二第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第二号から第五号までの規定中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項第十項の表以外の部分中「附則第十九条の二の二第五項又は第六項」を「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表の第一号中「附則第十九条の二の二第五項又は第六項」を「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第二号及び第三号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第十一項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「附則第十九条の二の二第五項又は第六項」を「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」に改め、同項の表の第一号中「附則第十九条の二の二第五項又は第六項」を「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第二号から第六号までの規定中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改める。

附則第二十三条中「同条第一項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項」を加える。

附則第二十四条中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改める。

附則第二十五条の前の見出し中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、「加算した額」の下に「（令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第二項及び第三項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和四年度分及び令和五年度分」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改める。

附則第二十五条の三第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第二項第一号中「平成三十年度」を「令和三年度」に改め、同号イ中「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に改め、同号ロ中「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十年改正前の地方税法」を「令和三年改正前の地方税法」に、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第二号中「令和元年度」を「令和四年度」に改め、同号ロ中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号イ中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に、「平成三十一年改正前の地方税法」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同号ロ中「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第三号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号イ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同号ロ中「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第四号中「令和元年度」を「令和四年度」に改め、同号ロ中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号イ中「平成三十一年改正前の地方税法」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第五号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号ロ中「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第六号中「令和元年度」を「令和四年度」に改め、同号ロ中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号イ中「平成三十一年改正前の地方税法」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第七号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号ロ中「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第八号中「令和元年度」を「令和四年度」に改め、同号ロ中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号イ中「平成三十一年改正前の地方税法」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第九号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号ロ中「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第十号中「令和元年度」を「令和四年度」に改め、同号ロ中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号イ中「平成三十一年改正前の地方税法」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第十一号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号ロ中「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第十二号中「令和元年度」を「令和四年度」に改め、同号ロ中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号イ中「平成三十一年改正前の地方税法」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第十三号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号ロ中「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第十四号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第四号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第五号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第十項の表以外の部分中「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」を「附則第十九条の二の二第七項又は第八項」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表の第一号中「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」を「附則第十九条の二の二第七項又は第八項」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第二号から第五号までの規定中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項第十一項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」を「附則第十九条の二の二第七項又は第八項」に改め、同項の表の第一号中「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」を「附則第十九条の二の二第七項又は第八項」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第二号から第六号までの規定中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改める。

附則第二十三条中「同条第一項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項」を加える。

附則第二十四条中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改める。

附則第二十五条の前の見出し中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、「加算した額」の下に「（令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、同条第二項及び第三項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和四年度分及び令和五年度分」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改める。

附則第二十五条の三第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第二項第一号中「平成三十年度」を「令和三年度」に改め、同号イ中「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に改め、同号ロ中「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十年改正前の地方税法」を「令和三年改正前の地方税法」に、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第二号中「令和元年度」を「令和四年度」に改め、同号ロ中「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号イ中「平成三十一年改正前の地方税法」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第三号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号ロ中「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和二年改正前の地方税法」を削り、「第十九項」を「第十八項」に改め、同項第四号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第四号中「令和元年度」を「令和四年度」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同表の第五号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第九項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、「附則第十九条の二の二第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表の第一号中「附則第十九条の二の二第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第二号から第五号までの規定中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同項第十項の表以外の部分中「附則第十九条の二の二第五項又は第六項」を「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同項の表の第一号中「附則第十九条の二の二第五項又は第六項」を「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」に、「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同表の第二号及び第三号中「令和二年度」を「令和五年度」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第十一項の表以外の部分中「令和二年度分」を「令和五年度分」に、「附則第十九条の二の二第五項又は第六項」を「附則第十九条の二の二第六項又は第七項」に改め、同項の表の第一号中「附則第十九条の二の二第五項又は第六項」を「附則第十九条の二の二第六項又は第七